

聖籠町定住自立圏形成協定に係る議会の議決に関する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第15号

聖籠町定住自立圏形成協定に係る議会の議決に関する条例

定住自立圏形成協定の締結、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止を求めることは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。